

フランス近代法研究班

兼担研究員 貴田 晃

当班は、フィリップ・サニヤック著「フランス革命期の民事立法」を翻訳している。長期休暇中を除いて、ほぼ1月に2回、定期的に研究会を開催し、平成14年度には研究会を17回、合宿を1回行なった。

現在、同上テキストの第一巻、所有権、1789年における土地財産、を購読、翻訳中である。（「大東法学」第12巻第2号参照）同箇所にはferme, fermier, という語がしばしば現れるが、この二つの語の正確な意味を把握することが重要だと思われる。以下に若干の考察を試み、研究報告にかえたい。

フェルム、フェルミエ、…

FERME

後期ラテン語 *firma* に由来するこの語は、もともと田園の所領を意味した。この所領はある広さの可耕地、草地、ぶどう畑、森林などからなり、さらに不動産 (*héritage*)、その土地を借用する人間、すなわちフェルミエの住居、また耕作に必要な道具類を収納する小屋などを含んでいた。また時には、この所領を借用する意味にも使われた。例えば、*donner un bien à ferme*, (財産をフェルムにする)、*prendre un héritage ou quelque droit à ferme* (不動産またはある権利をフェルムで借用する) といった用法がそうである。このフェルムという語は不動産のみならず、あらゆる貢租、収穫の十分の一税、シャンパール、さらに領主の持つ封建的諸権利にともなう、罰金、通行税、強制使用料などを徴収することをもさす。また単に、フェルミエの住居と耕作に必要な建物を含んだ囲い地をさすこともある。

フェルムの語源に関しては、意見が分かれている。上述の後期ラテン語の *firma* (囲い地、あるいは閉じられた場所) を語源とする説がある。メナージュ氏は、ある地方で、*enclos, clôture*, あるいは *closserie*, (いずれも囲われた小農地) と呼ばれているものが、他の地方では *ferme* といわれているという。これと別の説は、ラテン語の *locare ad firmam* に由来するという。この意味は「ある期間領地の用益を借地人に保証する」ということであり、一時的な単なる占有者とは異なる。後者は、所有者の許可する限りにのみ

土地の用益を保証されるというものである。同じく *dare ad manum firmam* と表現されているのは、*pacte firmabatur manns donatorum* の意味で、これは「貸主が、契約によって確約する」ことで、フランス語では *main-ferme* という。この制度は、*simple ferme* あるいは *ferme muable* よりも広範な権利を借主にあたえるもので、ほぼ *bail à cens*（サンス契約）あるいは *bail emphytéotique*（永代賃貸地契約）と同じものといえる。

ferme の語源をアングロ・サクソン語に求める説もある。スペルマンとスキナーの両氏は、サクソン語の *fearme* あるいは *feorme* がそうであるという。これはラテン語の *victus*、フランス語では *provisions* でいずれも糧食のことである。その理由は、フェルミエや他の農村の住民たちは古くは貢祖を食糧、または他の農作物で支払っていたが、その後これらは金銭にかえられた。地方によっては、*simples fermes* と *fermes blanches* を区別しているが、前者は現物により、後者は金銭で支払うべきフェルム (*blanche* とは *argent blanche* で銀貨をさす) という意味である。さらにスペルマン氏は *firma* は現在 *ferme* と呼んでいるものを指すだけでなく、フェルミエが自分の領主あるいは土地の所有者に提供した食事や食料をも意味したという。その額は、借用している不動産やその他のものの価格と、借用期間に応じて決められていた。ランバール氏は、クヌート王の法律の中に出ていた *fearm* を、*victus*（食料）と解し、*redderre firmam unius nocti*, あるいは *reddebat unum dicem firmam* を *des provisims pour un jour et une nuit*,（一昼夜分の食料）とフランス語に訳している。またウィリアム征服王時代の英国では、貢祖はすべて食料であり、この慣習はヘンリー一世時代になって変化し始めたとする。

フェルムの契約は、口頭または文書によってなされたが、文書は私文書とし、また公証人の面前でも作成された。フェルムのなかには、競売で落札する（判決によって）ものもある。賃貸借されるフェルムは *bail à ferme* と呼ばれ、この契約期間は 9 年を越えてはならないが、期限切れのしばらく前に更新することが可能である。フェルムの貸し主を *bailleur, propriétaire* あるいは *maître* と呼び、借り主を *proneur*, あるいは *fermier* と呼ぶ。フェルミエの支払う貢祖を *fermage*（フェルマージュ、小作料）という。

以下にフェルムの個別的な説明を列挙する。

1. *ferme blanche*（フェルム・ブランシュ）

ノルマンディーと英国で借り主が、フェルムを銀貨 (*monnoie blanche*) または貨幣 (*argent*) で支払うもので、小麦その他の食料で支払う場合は単にフェルムと呼ばれる。

2. *ferme générale*（フェルム・ジェネラル）

土地、不動産、個人の持つ権利のすべてをフェルムに含め、しばしば特定のフェルム (*ferme particulier*) と、時には *sous-ferme* のいくつかを含んでいる。

3. ferme à maison (フェルム・ア・モワソン)

フェルムを収穫物で支払うもので、契約金額のうち一定量を穀物または他の収穫物で、フェルミエは年払いで支払う。

4. ferme à moitié fruits (フェル・ア・モワティエ・フルユイ)

フェルムの半額を収穫物で支払うもの。

5. ferme particulier (フェルム・パルティキュリエ)

フェルムを単一物、唯一の小作物、あるいは領主権の一つに限って、時には地域を限定した罰金の取り立てといった個別のフェルムをさす。これに対するのは2. のフェルム・ジェネラルで、少なくともある地方の相当の地域全体にわたってすべての不動産または貢租を請け負うものである。

6. sons-ferme (スー・フェルム)

借り主が、他人に第一の契約のすべて、その一部を請け負わせるもの。

7. ferme au tiers franc (フェルム・オ・ティエール・フラン)

借り主が貸し主に金銭による地代のかわりに全額の3分の1を土地の耕作、種子、収穫物で支払うもの。

以上から、フェルミエとはもっぱらフェルムの借り手ということが明らかになったが、また一方でこのフェルミエはそれとは直接関係のない、農民、農場主というごく一般的な意味で使われている。そこで、次にフェルミエに関連した農民を指す語を同意語辞書から以下に列挙し、フェルミエの持つ二重の意味を明らかにする糸口にする。

1. Fermier 農地の所有者であっても、他人の所有地であってもよいが、土地を耕作するよりもむしろ農地の経営者としての意味が強い。他人の所有地の場合は、定額地代の負担を条件とする双務契約による。

2. Méger (または Mégier) 農地の所有者と農作物を分けるフェルミエをさす。

3. Closier 《closerie》を経営するフェルミエ。クロズリーとは壁あるいは生け垣に囲まれた住居を含む地所のこと。

4. Métayer 所有者に代わって土地を耕作し、その収穫物を分ける。労働契約だけでなく、毎年決済を行ない利益配分を決める。

5. Tenancier 一般のメティエ (上記の4.) よりさらに広い分益小作地 (métairie) を持っているフェルミエ。

6. Colon ローマ時代と中世の農民をさすためにもっぱら用いられたが、現在でも法律用語として、メティエの中で所有者と物納による小作契約を結んでいる者をさすのに

使われる。

7. Censier かつてメティエあるいはグランフェルミエをさすのに使われた。
8. Bordier et Cabanier 方言でメティエのなかでもわずかな耕地しか持たない者をさす。
9. Tenant Tenancier と同意語で古語。
10. Agriculteur 文語あるいは雅語。とくに大規模な土地の耕作に従事している者をさす。
11. Cultivateur 10. より小規模で農業経営をする者。しばしば土地の所有者に代わって農業を行なっている者をさすことが多い。
12. Laboureur まさに《耕す人》のこと。自ら犁を手にして土地を耕作する。野菜栽培、園芸、ブドウ栽培などを行なう人と区別する。
13. Areur 12. のラブルールと同意義の古語。
14. Agronome 農学の実践を目的として研究をした農業技術者という特別の意味がある。

以上からフェルミエは自作農であっても、借地農であってもよい。ただしこれは近代的、すなわち大革命以後の定義であろう。旧制度下では、近代的な所有権は確立されておらず、いわゆる自由地は少なく、農地はほぼすべて借地であったと見るべきであろう。では、旧制度下のフェルミエとは何んであったのか。われわれは、フェルミエとメティエを対立、対比的にとらえようとする。つまり、メティエを分益小作人、あるいは折半小作人という訳語のため、また北フランスではフェルミエ、それ以外の地方ではメティエが多かったという地域差によってそのようにとらえるのである。ところが7. のサンシェの頃は、メティエとグラン・フェルミエは同じものだという。これはどういうことなのか。今のところ、グラン・メティエという表現に出会ったことはないが、これを「大折半小作人」とすれば、何んとも妙である。小作人という日本語のイメージではとてもこのメティエあるいはグランフェルミエの姿は思い描けない。

本来の農民にもっとも近い語は、12. のラブルールであろう。中世以来この語は時代と地域によってきわめて多様な意味で使われてきたらしい。近代で領主の代理人は、ブルジョワである法律家か、フェルミエであり、後者はブルジョワであることもあれば、富裕な「ラブルール」つまり豊かな農民であることもあった。富裕なという意味は、耕作用の家畜を少なくとも何頭か持っているということであり、これに対して「腕のラブルール」といわれる家畜を持たず、別名「プラシュ」と呼ばれる農民がいた。これが農民間のもっと

も重要な区別であったという。

フェルミエとメティエ、ラブルールのなかでのフェルミエとこの二つの面から、フェルミエを浮かび上がらせようとしたが、その姿を十分に見たとはいえない。サニヤック氏の「民事立法」の購読、翻訳を引き続き行い、フェルミエの実像に多少ともせまることを今後の課題の一つとしたい。

参 照

- ・ Dictionnaire universel raisonné de justice naturelle et civile.
(YVERDON, daus l'Imprimerie de M de Felice, 1777)
- ・ RENÉ BAILLY : Dictionnaire des synonymes de la langue française.(Larousse)
- ・ マルク・ブロック（河野、飯沼 訳）「フランス農村史の基本性格」（創文社）